

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が職業生活においてその能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日

2. 課題

職種、部署により超過勤務時間に偏りがある

3. 計画内容

- (1) 男女ともが職場と家庭の両方において貢献できる働き方の実現
- (2) 部署ごとに従業員の超過勤務時間を月平均1時間以内とする

4. 計画を実行するための取り組み

- (1) 管理職自身の勤務時間管理を徹底し、また、従業員の間で互いの立場を理解し、チーム全体で勤務時間内に業務を終了させるため助け合う。
- (2) 管理職への超過勤務時間縮減に向けた意識を徹底し、マネジメント力を強化する。
- (3) 部署内の業務状況を把握、業務の優先順位付けや業務分担の見直し、業務プロセスの見直しや効率化の実施を行う。

公表項目	年度	率・割合
労働者に占める女性労働者の割合	平成29年	69%
女性の育児休業取得率	平成29年	100%
有給休暇取得率	平成29年	75%
管理職に占める女性労働者の割合	平成29年	57%

